

## (参考) <チェックシートによる検証>

○コンプライアンス向上のため、次のチェックシートを参考にして、各所属ごとに全職員がチェックを行ってください。

- ・このチェックシートは、それぞれの職員が最低限留意すべき事項を再確認することを主たる目的として作成したものです。
- ・また、このチェックシートは、最低限の一般的な共通項目を、まとめたものですので、実際の使用に当たっては、この様式にこだわることなく、所属ごとの実状に応じ、チェック項目の追加、実践状況の評価の記載方法などについて適宜修正を行っていただき、独自のチェックシート等を作成、使用してください。
- ・なお、実際に事務処理を行うに当たって、より詳細な確認等が必要な場合は、担当課に相談や照会等を行い、独断で判断することがないようにしてください。

### コンプライアンス業務点検チェックシート

項目	チェック項目	実践状況の評価	
		出来ている	出来ていない
1. 業務に対する姿勢	法令を遵守し、全体の奉仕者として、誠実かつ公平に職務を行っている。		
	前例又は慣習にとらわれることなく、求められるニーズなどから業務を考えている。		
	県民ニーズに対して、ノーから始めるのではなく「イエスと行うためにはどうすればよいのか」から考えている。		
	業務は、適正な手続に基づいて行うと共に、判断に当たっては、組織的決定を行い、勝手な思い込みをしていない。		
	困難な案件又は問題が発生した場合は、速やかに上司へ報告するよう心がけている（何でも相談できる職場作りに努めている。）。		
	組織的決定は、すべて文書作成し、適切に保管している。		
	我々の仕事は県民の税金を使っているということ意識し、常に効果的・効率的で質の高い業務執行に努めている。		
	新しいことに取り組み、必要性の少なくなったことをやめるなどのほか、所属のミッション、学校運営方針そのものの妥当性も組織的に点検している。		
	地方機関、市町村及び各種団体に対し、組織決定を行わず職員個人の判断でメール又は文書による指示、命令、照会、通知等を行っていない。		
	教育業務改善ヘルプライン制度の内容を理解している。		
2. 説明責任 (アカウンタビリティ)	組織及びトップの方針をよく理解し、自分の言葉で説明できる。		
	担当している業務の目的及び内容を、県民に対して具体的に説明することができる。		
	意思決定の過程と結果について、県民へ説明し、納得させられるか否かを意識している。		
	ネガティブな情報であっても、隠さないように心がけている。		
	情報を公開する際には、分かりやすい表現になるよう工夫している。		
	県費外会計について、保護者にきちんと説明できるよう意識して処理している。		

## コンプライアンス業務点検チェックシート

項目	チェック項目	実践状況の評価	
		出来ている	出来ていない
3. 県民への対応	県民へ対応するときは、身だしなみ、言葉づかい、聞き方などに気を付けている。		
	県民へ対応するときは、県民の意見等をよく聞き、自らの考えを押しつけないよう努めている。		
	県民からの意見・相談・苦情を県民満足度向上のための貴重な機会としてとらえ、迅速かつ的確な対応を行っている。		
	県民からの意見・相談・苦情を個人で抱え込まず同僚及び上司に報告・相談をして、組織として業務改善又は問題解決に努めている。		
	不当、不正な要求には、き然とした態度で対応している。		
4. 人権の尊重	人権問題が身近に存在していることを認識し、一人一人の違いを認めるなど、適切な対応を行っている。		
	人権侵害に当たる行為を認識している。		
	差別的な言動を行っていない。		
	計画的・積極的に人権研修を受けている。		
	「鳥取県人権施策基本方針」の内容を理解している。		
5. 個人情報の保護	個人情報を収集するときは、個人情報保護条例に定める個人情報取扱事務登録簿を作成し、その目的を明示して、必要最小限の情報のみ収集している。		
	個人情報は収集した目的の範囲内でのみ利用し、個人情報保護条例上認められている場合を除いて、目的外に利用したり第三者へ提供していない。		
	必要に応じて施錠等の措置を講じて、個人情報の紛失及び漏えいがないよう適切に管理している。		
	不要となった個人情報は第三者への漏えいに注意し、速やかに確実かつ安全な方法により廃棄・消去している。		
	個人情報の漏えいには、社会的な信用失墜、損害賠償義務の発生、職員の処分など大きなリスクがあることを認識している。		
6. 体罰の禁止	体罰はいけないことだと分かっているが、場合によっては「やむを得ないこと」と必要悪を認めるような体質はない。		
	児童生徒の問題行動は力で押さえるしかないというような意識はない。		
7. わいせつ、セクシュアル・ハラスメントの禁止 (対同僚・保護者・児童生徒・教育実習生など)	卑猥な冗談を交わしたり、性的な話題でからかったりする(される)ことはない。		
	食事やデートに執拗に誘ったりする(される)ことはない。		
	女性の仕事として、お茶くみ、コピーなどの雑用をさせる(させられる)ことはない。		
	宴会でお酌を強要する(される)ことはない。		
	児童生徒に対し、不適切な対応をしていない。(個人的メール、必要以上の身体接触、密室での指導、校外での指導等)		
	児童生徒が安心して相談や報告ができるような体制ができている。		

## コンプライアンス業務点検チェックシート

項目	チェック項目	実践状況の評価	
		出来ている	出来ていない
8. パワー・ハラスメントの禁止	上司（部下）を働く仲間として認識している。		
	上司に（部下に対して）、ささいなことで必要以上にしつ責される（する）ことはない。		
	部下（上司）の人格を否定するような発言をする（される）ことはない。		
	部下を（上司から）、えこひいきする（される）ことはない。		
	部下の（上司に）話を無視する（される）ことはない。		
	部下に対して（上司に）、短時間のうちに処理不可能な膨大な業務を指示する（される）ことはない。		
9. 県民の疑惑を招く行為の禁止	利害関係者（許認可、補助金交付、検査等の対象となる事業者及び個人）に当たる相手方を認識している。		
	相手方が利害関係者に当たるか否か、相手方との行為が許されるか否かなどの疑問を、上司に相談することができる。		
	利害関係者からサービス供与、金銭・物品の供与を受けていない。		
	利害関係者と不適切な接触があった場合、刑法又は地方公務員法に抵触し、処分の対象になることを認識している。		
	利害関係者以外であっても、県民から疑惑を招くようなことはしていない。		
10. 交通法規の遵守	飲酒運転又は飲酒運転を知っての同乗には、免職といった厳しい措置がとられることを認識している。		
	飲酒運転、速度違反などによる事故で危険運転致死傷罪に該当すれば、最高で20年の懲役になることを認識している。		
	飲酒運転の防止など、職員同士が注意し合える職場環境となっている。		
	シートベルトを必ず着用している。		
	運転中、携帯電話を使用しない。		
	安全速度を守って運転している。		
	ライトの早め点灯を心掛けている。		
	高齢歩行者等の交通弱者の安全に注意を払っている。		
公私において、交通事故又は違反が発生した場合は、速やかに、職場及び人事担当課に報告する義務があることを知っている。			
11. 知的財産権への対応	権利者、利用者として、業務上関係のある知的財産権の対象を認識している。		
	著作権、特許権等の知的財産権を侵害しないよう留意している。		
	知的財産権が付されているものは、原則的に権利者に無断で使用することができないことを認識している。		
	公的な資料へ他者が作成した著作物を使用する場合は、著作権者の許諾を得ている。		
12. 情報セキュリティ対策	私用で職場のパソコンを使用していない。		
	パスワードは6文字以上で、半年に1回は変更している。		
	業務上のデータは原則として持ち出し禁止であることを認識しており、やむを得ず持ち出す場合には、所属長の許可を得ている。		
	セキュリティーポリシーの内容を理解している。		

## コンプライアンス業務点検チェックシート

項目	チェック項目	実践状況の評価	
		出来ている	出来ていない
13. 環境意識の徹底	資料の削減、両面コピー、縮小コピー・集約印刷、裏面使用、ミスコピーの防止など、廃棄物の減量化に努めている。		
	不要な箇所の消灯、不要なパソコンの電源を切るなど、節電に努めている。		
	できるだけ公共交通機関又は自転車を利用し、自動車の運転をするときには、空ぶかしや急発進をせず、アイドリングストップを行うなど経済的な走行に努めている。		
	環境管理の国際規格ISO14001の認証を取得した県の環境管理システムの取組、又は、鳥取県版環境管理システムTEASに登録した学校の取組を理解し、職場及び個人で積極的に取り組んでいる。		
14. 社会貢献活動の展開（プラスワン運動の推進）	CSO（注）活動に参加することで生活者の視点から新たな「気づき」が発見できることを認識している。		
	町内会、消防団などのCSO活動に積極的に参加している。		
	CSO活動に参加するための職場環境が整っている。		
	「鳥取県協働推進ガイドライン」の内容を理解している。		

注：CSOは、Civil Society Organizations（市民社会組織）の略で、NPO法人、市民活動・ボランティア団体、婦人会、女性会、PTAといった組織・団体を呼称しています。